

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第7回)

日時 平成20年10月7日(火) 14:00~16:00

場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

出席者 (委員) 榎谷委員長、樋口医療・福祉・労働部会長、金子教育部会長、
黒川委員、島本委員、薬師寺委員、山根委員、與謝野委員、米田委員
(規制所管省庁) 法務省大臣官房 西田参事官
法務省入国管理局総務課入国管理企画官室 坂本入国管理企画官
経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 平林課長補佐
財務省大臣官房総合政策課政策推進室 西村課長補佐
農林水産省林野庁国有林野部業務課国有林野管理室 篠原室長
厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 大竹室長補佐
国土交通省道路局道路交通管理課 室車両通行対策官
国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課 平澤車両安全対策調整官
文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 前田室長補佐
(事務局) 上西事務局長代理、福山次長、石田参事官、市川参事官、松本参事官、
島参事官

(榎谷委員長) それでは、定刻になりましたので、第7回評価・調査委員会を始めたいと思います。

傍聴者の方も、撮影については以降はご遠慮いただきたいと思います。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

本日は、規制所管省庁及び評価・調査委員会の平成20年度調査計画案につきまして、ニーズ調査対象特例措置について、特例措置510、511・929の自主的全国展開について、及び新たに適用された特例措置の評価スケジュールについて審議をすることとしたいと思います。

それでは、平成20年度の評価対象となる特例措置の調査計画案の検討に移ります。事務局から各部会での検討状況についてそれぞれご説明をお願いしたいと思います。

まず、医療・福祉・労働部会での検討状況について、ご説明をお願いしたいと思います。

(樋口医療・福祉・労働部会長) それでは、医療・福祉・労働部会についてご説明申し上げます。

お手元に配布されております、資料1に基づきまして、その上のほうにあります4つの事項について、特例措置910、920、933及び934の4件について評価を行うこととしております。それぞれにつきまして、規制所管省庁と当委員会としての調査計画を審議いたしてまいりました。また、本年度上半期におきまして調査審議を行いました保健所設置要件と保健所長の医師資格要件の緩和、教育部会と合同で審議しておりました幼保一元化の推進については、適当な時期に規制所管省庁等から報告を受けるということになっております。詳しくは、事務局のほうから説明してもらいます。

(松本参事官) 事務局でございます。医・福・労部会の関係につきまして、詳細のご説明申し上げます。まず、お手元の資料の資料 2、資料 2-1 以降でございますが、特例番号 910 関連というふうになっているものがございます。そちらのほうからご説明申し上げます。910 は、これまでも何度か検討しておりますけれども、株式会社による病院等開設事業でございます。

2 ページをご覧ください。調査につきましては、規制所管省庁であります厚生労働省、それから評価・調査委員会、この 2 つの調査をすることとしておりまして、2 ページ以降は規制所管省庁による調査の計画でございます。規制所管省庁による調査の内容につきましては、昨年度の議論におきまして、この特例措置がこれまで1つしかないという状態であることから、この特例措置のほかに活用の動きがあったのかどうか、断念したというようなことがあるのだったら、その状況がどういう状況だったのか、といったようなことを調べていこうということになります。

また、10 ページ以降でございますけれども、これは財団法人日本医療機能評価機構というところで行っております、自己評価調査票というものの主要部分の抜粋でございます。これを活用いたしまして、株式会社バイオマスターが現在開設しております診療所における機能評価を併せて行いまして、これをまた他の際の資料として活用しようというふうなことでございます。

それから、評価調査委員会の調査計画案でございますが、77 ページでございます。こちらのほうからが評価・調査委員会の調査計画案でございますが、このうち 77 ページから 79 ページまでの質問票 1 というところは、規制の特例措置に関する共通の質問項目ということでございますので、ほかのものと一緒にございますが、特段ご説明は省略いたします。

80 ページ以降が 910 に関する質問項目ということでございますけれども、この中におきましては、現在開設されている診療所における、非常に基本的な概要、それから現在特例措置が1つとなっていることから考えられる問題点とか、そういった点についても聞くことにしております。

また、これ以降、当該診療所の基礎的な情報等について、もう少し網羅的に事務局のほうで調査いたしまして、部会のほうに報告するというようにしたいと思っております。

続きまして、特例措置 920 でございます。87 ページ以降でございます。88 ページからが規制所管省庁であります、厚生労働省からの調査計画でございます。920 は公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業ということでございまして、これも過去数度評価を行ってきているわけですが、直近昨年度の評価におきましては、いろいろ問題点を指摘される中、こういった問題点、あるいは懸念点というのが自園調理の保育所と比較してどうなのか、外搬優位なものなのか、あるいはそのところはやはり相対的に比較しないと分からないのではないかとといった指摘があったことから、規制所管省庁の調査におきましては、自治体保育所、それから保育士、保護者に加えまして、自園調理を行っている保育所も含めて調査をすることにしております。調査の概要につきましては、基本的には外搬事業による弊害が出るのかどうか、食欲とか、あるいは幼児の発育の度合いに応じた給食の提供とか、そういったことが配慮されているかといったことを、そういった関係者にお聞きするという内容になっているところでございます。

それから、110 ページでございます。これが評価・調査委員会からの質問でございますけれども、こちらにおきましては、質問票の 2 のところが 920 独自の質問、113 ページでございますけれども、

そここのところにおきまして、当該特例措置を行うことによります波及効果、あるいは経費削減効果、地産地消等も含めました効果をお聞きするということになっております。

また、評価・調査委員会、医・福・労部会におきましては、この当該 920 につきまして現地調査を行うという方向で、今後日程等を調整することになっているところでございます。

続きまして、933でございます。133 ページのところは規制所管省庁による調査計画案でございますが、この特例措置 933 というのは、特別養護老人ホーム等におきます 2 階建て準耐火建築物設置事業ということで、いわゆる特養の老人ホームにおきまして、鉄筋コンクリートではなく、例えば木のぬくもりのあるような、そういった建物による建設を可能にする措置でございます。

これについては、懸念点といたしましては、規制所管省庁の調査内容でございますけれども、防災上の観点というのが懸念点としてあります。また、特養に入居している、いわゆるお年寄りの方々の特性を踏まえた形で、そういった訓練等に取り組んでいるのか、こういった予防措置を講じているのかという点について確認するというような中身になっております。

また、評価調査委員会による質問でございますけれども、これにつきましては、143 ページ以降でございますが、質問票 2 の 146 ページ以降のところをご参照いただければと思います。

基本的には、評価・調査委員会からの質問については、特に経済的な効果、こういった形でホームを整備することによるコスト面の影響、あるいはそれをすることによって、こういった入居者の評判や反応があったのか、そういったことによって、また地域社会、地域経済における波及効果というのがあったのか、そういったところを含めて聞くことになっているところでございます。

最後になりますけれども、特例 934 でございます。151 ページ以降、お願いいたします。この特例措置 934 は、指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児、障害者の受入事業ということで、通常、特区として最初に出てきたということもあって、富山型などというふうには言い表されておりますけれども、そういった形で高齢者の方と障害児、障害者の方が一緒にケアを受けるというような形態を認める事業でございます。

これにつきましては、関係者が非常に多くなるのですけれども、市町村、都道府県といった自治体に加えまして、こういった施設、それから施設に入居している障害児、障害者の方、あるいは高齢者の方、そういった方々のご家族の方、ケアを行っている方といった関係者の方に対しまして、そういったことをやることによって影響が出ているのか、弊害が出ているのか、ふれあいといったようなプラスの効果があるのかどうか、そういったことも含めて調査しております。

評価・調査委員会のほうの質問につきましては 183 ページでございますけれども、こういったことを行うことによる、地域における波及効果も含めました経済的な効果、それからこういうことをやることによって、入居する方々の構成等がどのように変化して、それによって収入面とかにもどのような影響があったのかということも含めて、お聞きすることになっております。

ちょっと長くなって恐縮でございますけれども、医・福・労における調査結果についての審議の概要は以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。樋口部会長から何か補足説明ございますでしょうか。

(樋口医療・福祉・労働部会長) 今説明いただきましたように、4 件についてそれぞれ目的が異なっ

ておりまして、今までの審議を踏まえて、それぞれの目的に沿って調査票をつくるというようなことになっているかと思えます。

その中で、規制所管省庁における質問票というのは、どちらかというとその特区による問題点をはつきりさせます。我々のところでは、むしろメリットをはつきりさせるというような構成になっているわけですが、特に医療のところについて、非常に大量であるため細部についても必要かどうかというようなことを、これは我々の間でも議論が出ました。専門家の委員の先生方に検討いただきまして、どうしてもこれが必要なかどうかということについて、再度検討していただいたのですが、今回についてはこれでやらせていただきたいというようなところで落ち着いたということでございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、医療・福祉・労働部会の調査計画案について、ご意見、ご質問がありますでしょうか、いかがでしょうか。

(金子教育部会長) ちょっと1つ。

(樫谷委員長) はい、どうぞ、金子部会長。

(金子教育部会長) 910 なのですけれども、実際に実施している所が1つだけということで記憶があるのですけれども、今後、部会としてはどういうふうに、これを調査しても1箇所だけだと足りないということになると、今回調査をするのが無駄になるというようなこともあるかもしれないし、それとも今回やって1箇所でも、きちんと特に弊害がなければ、全国展開というのも考慮するような、そういう検討状況でございましょうか。

(樋口医療・福祉・労働部会長) 全国展開するかどうかの議論の前に、なぜ1件しか出てこないのかというようなことについて、今回は調査を行いたいのです。

従来からやっております、実施主体と同時に、ほかの関係の都道府県に質問をして、今まで出てきているのか、そういう案件というものがあがってきているのかどうか。あがってきているとすれば、何が阻害要因で、それが顕在化しなかったのかというようなことについて調べてみようというようなことで質問票をつくりました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。そのほかに何かございますでしょうか。

それでは、ただいまの部会報告につきまして、了承することに異議はございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは、報告のとおり了承することといたします。

それから、その次に教育部会での検討状況について、ご説明をお願いしたいと思います。金子教育部会長、よろしくお願いいたします。

(金子教育部会長) 教育部会の資料が非常に分厚くて申し訳ありません。資料1をご覧になりながらお聞きください。

816、株式会社立の関係ですね。それから、830 が市区町村の教育委員会による特別免許状の授与事業です。832、これはインターネット大学における施設の要件の免除です。及び新しい特例措置で824、これは高校でもって外国に行った場合の単位の認定の単位数の増加ということの評価を行うこととしております。

それぞれについて、規制所管省庁と当委員会としての調査計画を審議いたしました。また、先ほ

ど樋口部会長からもお話ありましたとおり、教育部会との合同で審議しました幼保一元化の推進については、先ほどあったとおり、規制所管省庁から報告を受けることとしております。

最初の2つは、もう4回目、5回目となった、かなり制度設計的に少し問題がある難しい案件でございます。あとでまたご意見いただければと思います。あとの2つは、1回目ないし2回目で、今回審査・評価特段の問題なければ全国展開ということも検討したいなというふうに思っております。詳しい詳細につきましては、事務局のほうから説明していただきます。よろしく申し上げます。

(樫谷委員長) よろしくお願いたします。石田参事官ですかね。

(石田参事官) 事務局のほうから詳細についてご説明いたします。まず、816、学校設置会社による学校設置事業でございますけれども、資料 2-2 で 1 ページ目からでございます。ちょっと飛びますけれども、126 ページのほうをお開きいただきたいと思います。こちらの特例措置は、小学校、中学校、高校、大学としまして、学校設置会社、いわゆる株式会社について設立可能とする特例でございますけれども、今までに 4 回評価を行いまして、今回 5 回目でございます。前回の評価意見のほう、126 ページでございますけれども、真ん中より下のほうに認定地方公共団体のほうで、特に高校以下でございますが、地方公共団体のほうにおいて評価を行うことが義務付けられております。その状況を押さえること、それから経営に万が一の差し支えがあった場合に、セーフティネットをどうするかという問題、こういったことを確実に押さえておく必要があるということです。

それから、昨年まで 4 回評価を行いましたけれども、学校種毎、大学、大学院、高等学校、中学校、小学校と違いがあるのではないかと。特に義務教育段階とそうでない場合があるのではないかと。あるいは今後この特例措置が使われておりますけれども、どうするかという問題がございますので、それに関連いたしまして、学校法人制度の比較、これを行っていくということを先の段階で確認いたしました。

アンケート用紙のほう、評価・調査委員会で行うものと文部科学省で行うものと両方ございますけれども、文部科学省のほうのアンケートが 3 ページ目から 100 ページまでございまして、約 100 ページございます。大変分厚いものになってございまして、この中で新聞等にもよく載る案件もございしますので、この特区の効果ですとか、それから弊害措置のほか、経営状況等に至るまで地方公共団体、学校設置会社、それから学生、保護者まで聞いております。昨年の評価を受けて学校法人制度の比較ということで、例えば大学の Q23 ですとか、あと Q24、こういったところで株式会社立による学校と学校法人、どちらが望ましいかという質問ですとか、あるいは、これは評価・調査委員会のほうのものでございますけれども、ページ数で申し上げますと、113 ページ、114 ページあたりでございますが、株式会社立によるものと、学校法人立のよるものとどう違うのかと、どちらが望ましく考えるのかといった質問です。それから通信制高校の場合には、これは Q29 でございますけれども、学校経営や日常のサービスの運営など経営面について、なにか不安を感じることはあるかというような設問です。

それから、今後この制度をどう運営するかという話になってまいりますけれども、学校法人制度が見直される場合には、どういうことが可能なのかと、その説明を加えさせていただきまして、今までのものよりも一歩前進した対象になっている分、次期に期待しております。

それから、文科省の調査 100 ページほどございますけれども、規制所管省庁側の調査が小学校、中学校の段階、それから高校の段階、大学、大学院、合計 3 段階で比べまして、高校以下と、大学、大学院 2 段階になっています。このところ平仄を合わせていただくように、部会のほうでご意見いただきましたので、そのところを規制所管省庁と文科省と比べまして、そういう方向で今後整理したいと、今日間に合っておりませんが、そういうご回答いただいております。

今、お手元のほうに 1 枚紙で机上配布資料がございましたけれども、この 816 の特例措置に関しまして、こちらの 1 枚紙でございますが、大学、大学院で 6 校ございます。去年の段階で 7 校ございましたけれども、グロービス経営大学院大学という所が学校法人のほうに移行しましたので、1 校減りまして 6 校になっています。

それから、小学校、中学校、高校段階でございますけれども、こちらのほうは合計で 21 校となっております。昨年より 6 校増えまして、6 校増えたうちの 1 校は、神奈川県相模原市に国際教育特区としてできました、エル・シー・エーという株式会社による「LCA 国際小学校」、こちらが開校いたしました。これは小学校といたしましては初めてのケースでございます。あとの 5 校は、通信制高校という形になっております。ご参考までにお話しました。

(金子教育部会長) ちょっとすみません、一言よろしいですか。114 ページをご覧になっていただいて、Q24、先ほど事務局のほうからも多少していただきましたけれども、これはちょっと今日、後でもし時間あったら詳しく述べますけど、ちょっと特区の制度自体がなかなか難しいということで、あえてこういう質問を入れました。学校法人法が見直され、何かの方法で株式会社、学校法人格を取得した上で大学・大学院などを設置する事が可能となるとしたら、そのようなやり方は望ましいと思えますかという、ちょっとその枠を超えたものとして、教育部会のほうとしては、今のままで全国展開は非常に難しいので、何かしらの形でもって打開をしないといけないかなと思っていますので、あえてこういう質問を入れさせていただきます。はい、続けてください。

(石田参事官) 続きまして、830 でございますが、こちらの資料が 127 ページ目からでございます。最初のほうに、前半のほうで規制所管省庁、文科省の調査、この後 137 ページ目から評価・調査委員会のほうの調査の様式になっております。

飛びまして、141 ページのほうをお開きいただきたいと思います。この市町村教育委員会による特別免許状授与事業、こちらのほうは今まで 3 回評価を行いまして、今回 4 回目ということでございます。これは、教員免許を与えるのは都道府県教育委員会でございますが、その中で、特別免許状という制度がございます。それについて、地域の特性を生かした教育を行う場合に、市町村の教育委員会に授与できるとする特例でございます。141 ページ目に、去年の評価意見がございまして、昨年問題とされましたところが、⑦の今後の対応方針のほうにございますけれども、免許状は担当する教科に関する専門的な知識と技能と結び付いていない場合があるのですが、あるいは地域特性を生かした免許というものがございまして、当該認定地方公共団体と関連がないものに授与されている例があるですとか、あるいは免許の種類と教科と合わないという、そのような自治体があるということが規制所管省庁のほうから報告されました。そういうことも踏まえまして、認定書交付団体、この場合には市町村になりますけれども、市町村のほうで特別免許状授与制度の趣旨を踏

また、学校現場の状況を適確に把握して、免許状の授与と管理を適切に行うことが必要であると、そうした意見でございました。

そういう観点から、文部科学省、それから評価・調査委員会のほうのアンケート用紙、若干改編させていただいた部分がございます。特に、評価・調査委員会のほうの質問票でございますけれども、137 ページ、Q7 のほうでございますが、市町村教育委員会への質問といたしまして、免許状の授与件数、教科等、こういった基礎データをというふうでございますが、教員の勤務先について加えさせていただきます。

また、Q14 でございますけれども、この制度による効果、意義、そういったものに関する質問がいくつございまして、それも 1 つにまとめさせていただくというところです。あとの部分は、昨年度と基本的には同じような構成になっております。

830 については、以上でございます。

続きまして、特例の 832 のほうでございますが、これは 142 ページ目からになります。144 ページから文部科学省のほうの調査ということで、こちらの特例措置につきましては、学校設置会社と学生用、それから認定地方公共団体用のものとなっております。

それから、評価・調査委員会のほうの質問票は 162 ページ目から 163 ページにございます。昨年の評価意見のほうは 166 ページ目にございまして、特にポイントといたしましては、⑦の今後の対応方針でございますけれども、規制所管省庁において、インターネット等のみによる事業を行う際の校舎等施設に係る基準を緩和することによる弊害の発生の有無を確認するということがうたわれております。そのあたりを中心にそれぞれ質問が組まれております。

なお、この特例措置に係る学校でございますが、昨年と同様、サイバー大学というところございまして、この1年新聞等で本人確認がなされていないとの情報、新聞等にございましたけれども、この特例措置につきましては、直接本人確認部分というよりも、インターネットのみの教育を行うことによって、研究室ですとか、実験室ですとか、あと一般の教室ですとか、いわゆる大学設備に定められている施設がいらぬのではないかというところがございますので、評価・調査委員会のほうでは、こここのところはサイバー大学という大学で問題になったことがあっても、両者の観点は切り離すべきではないかと、そういうご意見でございます。

続きまして、特例措置の 824、167 ページ目からでございます。こちらの特例措置の評価は、今回初めてでございます。先ほど部会長からお話しあったとおりでございます。この特例措置につきましては、広島県が現在認定を受けておりまして、広島県の高校の中で、私立高校のほうがこの特例措置に具体的に参加する形になっております。内容といたしましては、高校生が海外留学する際に、今までの制度ですと 30 単位まで留学単位が換算されるということでございましたが、その上限を 36 単位まで引き上げるという内容でございます。

その効果といたしましては、高等学校卒業するのに最低必要な単位は 74 単位必要でございますけれども、一般では大体 90 単位ぐらいを課している学校が多くなっております。90 単位という換算ですと、大体1学年あたり 30 単位というふうになりますので、大体海外の高校に 1 年間留学していた場合には、自分の学校に、日本に戻ってから大体 30 単位、1 学年分留年せずに上がれるという

ことだったのでございますけれども、学校によっては 90 単位程度のものを超えて、110 単位、多いところで 110 単位ぐらい課している学校もございます。

そこで、今回 36 単位まで広げることによりまして、海外に留学した場合、日本の高校の事情、単位のあり方で 30 単位だと足りないという場合がございますので、36 単位まで余裕を持たせることによりまして、確実に学校長は 1 年分の単位を認定できて、留年せずに上がれるように、進級できるようにしようと、そういう措置でございます。

先ほど申し上げましたけれども、広島県の私立高校で 6 校採用してございます。今回、都道府県教育委員会のほうに文部科学省のほうから実施状況について調査いたします。また、評価・調査委員会のほうからは、学校長、それから地方公共団体のほうに対しまして、基礎的なデータといったしまして、単位認定実績、認定を受けなかった方の人数、あるいは留学先、留学年次、こういったものを把握することが中心になっております。

以上、簡単でございますけれども、説明です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。金子部会長から何か補足説明はございますでしょうか。

(金子教育部会長) 私のほうから教育部会で少し話題になった 2 点について、規制所管省庁による質問事項について質問をしたいと思います。

まず、816 で 126 ページを見ていただきます。これはもう何回もやったことございまして、去年は現時点で評価判断できないということで、教育部会のほうでもそのように判断をいたしました。⑦の今後の対応方針の一番最後の段落で、これは教育部会のほうで繰り返し学校種によってだいぶ事情が相違しているんで、それを別に考えたほうがいいのではないかとことを繰り返し述べてまいりました。にもかかわらず、今回、規制所管省庁から出ている質問が、これに沿っていないというのは、何か特段の理由があるのでしょうか。質問させてください。

(樫谷委員長) 文部科学省。

(金子教育部会長) 繰り返しこの学校種によって違う質問してくれというふうに、我々から申し上げることではございませんけれども、状況が違うということを何遍も繰り返していたのに、規制所管省庁のほうからの質問がそのようになっていないわけです。特段の理由がなければ、ちゃんと学校種を分けていただかないとおかしいのではないかと思います。我々のほうからもちろん、規制所管省庁の質問に対して、あれこれ指図はできないのですが、当然これまでの議論を踏まえて、そのようにやっていただくのが趣旨ではないかなと思いますので、その点、特段の理由があればご説明いただきたいと思います。

(文部科学省) 今のアンケート、必要に応じて学校種別毎に分けてするという認識でございます。

(金子教育部会長) 質問に答えてください。なぜ分けていないのでしょうか。部会でもって繰り返し分けてやれということはずっと言っているわけですね。要するに何を言いたいかという、文部科学省からの質問がものすごく多いのです。特区を申請している者にとって、100 ページの質問に毎年毎年答えろというのは大変大きな負担、必要なものは聞くべきだと思っております。なるべく答えるほうの負担を軽くするのが我々の責務だというふうに思っておりますので、中を見てもらえば分かっているぞというのは、ちょっとまずいのではないかなと思うのです。分かっていたら、はじめからち

ゃんと小中高校分けていただいて、それだけを見ればいようにしていただいたほうがよろしいのではないかなというふうに聞いているのですが、そうしていない理由は、何か特段ございますか。去年のものをそのままコピーしたということでしょうか。

(石田参事官) すみません、先日の部会で、そういうご指摘も受けまして、文部科学省に依頼いたしまして、本日の資料では間に合っておりませんが、小学校、中学校の分、それから 2 種類目としまして高等学校の分、3 種類目としまして大学・大学院の分と 3 種類に分けていただくということで、評価・調査委員会のほうと合わせるという。

(金子教育部会長) それは評価・調査委員会の分ではなくて、内容のほうを全部分けるということですか。

(石田参事官) 分けると、合わせていただくということで了解いただいております。

(金子教育部会長) 分かりました。そうしていただければ、始めからそう言っていたけるとありがたかったかと思えます。ありがとうございます。

(石田参事官) あともう 1 点でございますが、関連しまして、例えば 76 ページ、資料依頼といたしまして、文部科学省のほうからの要求でございます。小学校、中学校、高校の分につきましては、この資料要求にあたる部分と、そうでない部分、アンケート用紙の本体が入り交じっておりましたので、こちらについては併せて整理していただくようお願いしております。

(金子教育部会長) ありがとうございます。では、そのようにしていただいて、もう 1 つ、サイバー大学の 832 ですね。規制所管省庁からの質問が 144 ページからあります。これに関して、また 166 ページの評価意見、これ去年の評価意見でございます。去年は始まったばかりで、まだ十分にエビデンスがないということで、1 年持ち越したんですけれど、⑦を見ていただきますと、開講後 1 年を経過してまだ弊害が判断できる状況でない。その次の行、今後開講予定の遠隔教育のみでは履修が困難だと予想される授業科目については、どのように実施するか、また実施した段階において教育研究上の弊害発生の有無について検証する必要があるとのことであつたということで、1 年間先送りをしたというふうに部会では理解をしております。

ところが、質問を見ますと、それ以外のことをたくさん聞いているのです。例えば 147 ページについて、貴学のすべての授業科目について聞いております。それから 148 ページは、本人確認について聞いております。私個人としては、大学生の本人確認はサイバー通信大学でやらなければいけないと思っておりますが、これは聞いてほしいということ以外のことを聞いているので、ふさわしくないのではないかなというふうに私は思っております。

それから次が 149 ページからずっといきますと、全科目について、すべての正科生と、すべての科目等履修生別にすべてのことを記せという、非常に大学としては音を上げるようなものがございます。153 ページの間 5 だけでよろしいのではないかなと。要するに去年の評価意見からすると、問 5 プラスアルファで十分ではないかなというふうに思います。先ほど来申し上げたように、私はサイバー大学、このような形でやることはいいかどうかという、ちょっと個人的意見は別にして、しっかりちゃんとしているかどうか、規制官庁が調べていただくことは大変いいことだとは思いますが、これは評価・調査委員会で、去年の経緯を受けてやっているときに、全科目の全正科生、全科目等履修生につ

いて全部リストを出せというのは、これはちょっと過剰な質問ではないかなというふうに思いますが、そのことはどうしても必要な、去年の評価意見を受けて、必要だと判断された理由をお伺いしたいと思います。

(樫谷委員長) いかがですか。

(金子教育部会長) 頼んでいるわけではなくて、私はなるべく必要最小限にしておかないと、特区をやること、毎年、毎年ものすごく大変なのです。そういうことでございます。必要なことは聞いていただきたいと思います。必要以外のこと、去年議論したこと以外のことを聞いているのではないかなという気がいたしますので、教えていただきたいなと思うのです。

(樫谷委員長) はい、どうぞ、石田参事官。

(石田参事官) 先日の部会でも金子部会長のようなご指摘がございまして、その内容について文部科学省のほうに意見としてお伝えしました。そういたしましたら、法人確認をとる話、不要ではないかということでございますけれども、832 の特例措置の前提として、当該大学の教育研究に支障がないと認める場合に限るということが、特例措置の内容としてあります。よって直接このインターネットの話については、施設の話だけだというふうには見えるのですが、その前提として教育研究に支障がないと、そこを確認したいのだと、そういう回答が事務局レベルに寄せられております。

今日、ご出席の方、このあたりについて必ずしもご存じないかもしれませんが、今の問題点について、しっかりお伝えいただければというふうに事務局からはお願いいたします。

(樫谷委員長) 文部科学省のほうで、今のところで何かありますか。

(文部科学省) 今、金子先生がおっしゃっていただいた問5のみでよいのではないかという、プラスアルファちょっと付けてという趣旨、大変よくご指摘のとおりかと思っておりますので、もう一度持ち帰りまして、担当と再度調整したいというふうに考えております。

(金子教育部会長) では、なるべく負担を軽く、また去年の評価委員会の意見等を踏まえてやっていただければと思います。よろしく申し上げます。

(樫谷委員長) それでは、教育部会の計画案について、またほかにご意見ございましたら、はい、どうぞ、米田先生。

(米田委員) ご意見というより質問なのですけれども、ちょっと私あまりよく存じあげないのですが、学校をこうやって株式会社が運営するときに、いろんなこういうカリキュラムで、こういうことをやっていますよという報告書が、文科省に毎年なにか出したりされているのですか。出す必要はないのですか。

(樫谷委員長) 今のご質問は、文部科学省のほうですかね。

(米田委員) 例えばNPO法人を運営しますと、所管省庁に東京都とか内閣府に1年分の事業報告書というのを出さなければいけないのですが、そういったものは学校から文科省のほうに毎年出ているのですか。

(石田参事官) 新設の大学でございますと、新設でしたら3年間は基礎的な書類について文科省に提出して、文科省はそれについてフォローします。その結果、問題点があれば、留意事項、勧告事項、いくつかの段階がございますけれども、公表をして、その内容について反省を促すと、そういう

制度でございます。

(米田委員) それは新設大学の設置 3 年間ということですか。何を申し上げたいかと言いますと。

(金子教育部会長) それを見ればいいということでしょう。

(米田委員) そうです。普通はそういった基本的な情報は、ひょっとしたら別ルートでちゃんとあがっているのではないかなというふうに思いまして、それともし重複する部分があればみんな省略してよろしいのではないかという、そういう基本的な疑問を持ったものですから質問してみました。

(石田参事官) その報告制度は、株式会社立の学校のみならず、すべての新設の大学についてございますので、若干ダブっている部分あるかもしれませんが、そのところは先ほどの資料提出の話と同様、重複があるかないか、そのところをもう 1 回文科省のほうで確認していただければというふうに思います。

(米田委員) 基本的に今、金子部会長が言われたように、アンケートに答える人の負担をちゃんと考えてこういうのはつくるべきであって、ほかでもし出ているデータが重複してここで聞いているものがあるとすれば、それはもう出しているもので代替するというので、基本的にはその部分については削除ということで、もっと軽いアンケートにさせていただくほうがよろしいかと思えます。

(金子教育部会長) たぶんすべての科目で登録者数と受講数と単位取得者数を出せというのは、ちょっとかなり異常ではないかなと。補助金が出ている場合は、該当した科目に関して何人ぐらいというのは、これは当然出さないと効果がないと思えますけれども、そうでない場合に、大学すべての科目について、科目という、それぞれこれだけリストが本当に必要なのかなというのがありますので、それも含めて持ち帰っていただければと思います。

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問ございますか。はい、どうぞ、米田先生。

(米田委員) 同じことなのですが、先ほどの病院のほうも、アンケートが非常に細かくて、細部にわたっているのでございますが、あれについてももっと簡素化できないものなのですか。

(樋口医療・福祉・労働部会長) それは薬師寺委員がご専門で検討していただいていますので、もしあれば。

(薬師寺委員) 我々ももう少しあちら側の調査のほうを簡易にできないものなのだろうかということを検討しておりましたけれども、これはなかなか全国的にスケールがないものなのですね。診療所に対するスケールがない、今回その病院に対するスケールを使用したというところ、大変細かくなっております。

ですから、我々としては、これを参考にして、新しく何かスケールをつくっていただきたいということをお前回申し上げたのですが、今回、規制所管省庁のほうから出てきたものは、そのまま前のままということでございましたので、これは我々としてももう少し交渉の余地があるものだと思っております。

(樋口医療・福祉・労働部会長) それと、別途、今検討しているものがあると思うのですが、松本さんのほうから。

(松本参事官) 今のこれに、資料としてお付けしております自己評価調査票というのは、薬師寺委員のほうがおっしゃっていただいたように、経緯、病院を想定してつくったチェックリストになってお

るので、若干その課題のところがあるのですけれども、薬師寺先生と、あと専門委員の田城先生のお二人お医者様が部会のほうにいらっしゃいますので、お二人にちょっとお願いいたしまして、削るべきものは一応削らせていただいたところがございます。正直なところ、これの大体 1.3 倍ぐらいか 1.4 倍ぐらいのものが規制所管省庁から出てきましたので、その中で必要ないものについては、削除させていただくようなことをお二人の先生にお願いさせていただきました。その結果、まだもちろん大部であるという状況ですけれども、一応そういうことです。

ただ一方で、例えば病院としての基本理念でありますとか、あるいは組織の運営でありますとか、関係法令遵守でありますとか、そういう至極一般的なものか、至極当然守っていくべきものというものは、信用上においてもそれはやはり当然でございますので、そういった部分については、やはりなかなか削れないというようなことで、そういったところについては残っていて、それが実はかなりの割合になっているというような状況がございます。

また、今、部会長のほうからお話がありましたように、薬師寺委員のほうからお知恵をいただきまして、診療所についても出来合いのチェックリストというものがあるということでございますので、こちらのほうはそれぞれの診療所について、記載義務がかかっているということでお聞きしておりますので、出来合いのものは必ずあるということでございますので、それを事務局において別途入手に努めまして、それに従いまして追加のご負担を特定事業の実施者にはかけない形で入手できる見込みでございますので、そういった形で対応させていただきたいと思っております。

(米田委員) ちょっとつかぬことをお伺いしますが、普通こういうふうに事細かに医療機関とか学校に、特区ではなくて、普通の一般の通常のところ、このように事細かな調査を毎年毎年やっておられるのですか。もし特区だからここまで詳細にやるということであれば、それはややイコールフィッティングという面において問題があるのではないかという気もいたしますが、いかがでしょうか。

(樫谷委員長) はい、どうぞ、松本参事官。

(松本参事官) この自己評価調査票というものは、これは病院に対するものでございますので、診療所もこれと同じことをやっているかという、確かに診療所はないです。

(薬師寺委員) 機能評価を取りたい病院がするためのチェックリストであって、全病院が行っているわけではないのですね。ですから、本当にこれはハードルが高いものなのですよ。

(米田委員) 観葉植物が置いてあるかどうかまで書いてあるのですね。

(薬師寺委員) そうです。ですので、かなりハードルが高いものとなっておりますので、これはほかにスケールがない、例えばこれが参考として使えるであろうということは申し上げております。

今回、随分削らせていただきましたのですけれども、実際にこの細項目に至るまで、全部が答えられるとは限らないと思うのですね。大変申し訳ないのですけれども、どのくらい答えていただけるのかが分からないのですが、もう答えられないところはもう空白として出していただきまして、次回に向かってちょっとその資料を使わせていただければとも思っております。

(米田委員) 同じ質問、学校についてはいかがなんでしょうか。

(文部科学省) 学校につきましては、ちょうど昨年の今頃だったように記憶していますが、私も教育委員会に対する調査が負担になっているものが多いのではないかとということでは学校基

本調査というものがございまして、これは教員数が学校種別ごとに何人いるか、生徒数が何人いるかという調査は必要だけでも、それ以外に行うもろもろの調査について、そういったもの重複しているところはもうやめようということで、事務負担の軽減を図っているところでございますけれども、今回のこの特区に係る調査につきましては、先ほど金子先生、あるいは米田先生からもご指摘いただいた、重複するものについては削減しようということは、役所の方針としても理解しております。ただ、詳細の調査を学校にかけているかと問われれば、今でもかけていることはかけて、これだけが重複、そのようだというわけではないと認識しております。

(榎谷委員長) 米田先生、よろしいですか。今のは、調査・評価委員会のアンケートについてではなくて、規制所管省庁のアンケートについて、こういただきたいという希望だという理解してよろしいですね。そうですね。

(文部科学省) 我々のほうは短くできるものは短くしたいです。

(榎谷委員長) 分かりました。今回、調査・評価委員会のアンケートについて、調査事項について何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。いずれにしても、その大部にわたるような質問事項が毎年いくというようなことは正常ではありませんので、その辺はまた事務局と規制所管省庁と今後もある話ですので、できるだけ簡便にするようにということで調整していただきたいというふうに思います。今回もできるだけ取れるところは取っていただくということでよろしく願いしたいと思います。

ということで、ただいまの部会報告について了解することについて異議はございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

次に、地域活性化部会での検討状況でございますが、部会長である私から概要を説明したいと思います。

資料 1 の 2 枚目のところですが、これは平成 20 年度の全国展開等に関する評価対象が、2 枚目に 5 つの項目がございます。

それから、さらにめくっていただきますと、2 番目としてニーズ調査対象の特例措置というのが 4 件ございまして、それほど活用されていないものについてのニーズ調査対象の特例措置についてであります。

それから 3 番目は、規制所管省庁自ら全国展開を予定している規制の特例措置についての審議でございます。詳細につきましては、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(松本参事官) 事務局のほうからご説明申し上げます。資料 2-3 となっております地域活性化部会関連、これが今年度調査に関するものでございます。

それから、今、榎谷委員長のほうからお話がありましたとおり、活性化部会におきましては、それに加えて、ニーズ調査対象ということで、あまり活用事例がないものについての取り扱いを審議もいたしました。それにつきましては、資料 3 でございます。また、具体的には法務省さんでございますけれども、省庁自ら全国展開を予定する特例措置として、これに関する資料が資料 4 ということで付いております。これらの資料についてご説明を申し上げます。

まず、資料 2-3、地域活性化部会関連というところから順番にご説明申し上げます。

まず、特例措置の 506、ページにいたしますと 1 ページからのものがございます。2 ページをご覧ください。この特例措置 506というのは、外国人研修生の受入れの緩和、具体的には事業所あたり 3 名というのが原則になっております外国人受入れ人数を 6 人に緩和することにより、人材育成を促進するというようなものがございます。これは、これまでの評価の結果、外国人研修生が失踪する事案でありますとか、あるいはパスポートを取り上げる等、研修生に不適切な管理が行われているといった報告があがってきていたものございまして、これにつきまして、そういった不適正の事案の有無を確認しています。また、当初研修計画にどういふふうに行われているかどうかということ調査するというので、規制所管省庁である法務省からの調査の中身につきましては、2 ページ以降、具体的な問いについては 3 ページ以降に出ておりますけれども、そういった観点からとらえています。

それから、評価・調査委員会からの調査計画でございますけれども、これにつきましては、研修生受入れによります経済効果、当該事業所内地域社会ということにとどまらず、外国人の出身国において、技術移転がどのような形で進展していったかということも含めて、評価をしていきたいです。

また、外国人研修生自体にも質問をいたしまして、この研修制度についてどのように考えていて、どのように活用していくかといった意識調査も併せてやっていきたいということにしております。

506 についての説明は以上でございます。

続きまして、1009 でございます。26 ページ、規制所管省庁の説明は、調査計画について 27 ページ以降でございます。

この 1009 は、今回初めての評価ということでございます。規制所管省庁は農林水産省で、規制の特定事業の内容といたしましては、国有林野におきまして自然エネルギー発電、例えば風力発電等ございますけれども、そういったものの用に供する場合の貸付要件といたしまして、5 ヘクタール以上の貸付も可能にするというようなものがございます。

規制所管省庁におきましては、そのような比較的規模の大きい形で資源エネルギーの活用のために国有林野を使った場合の弊害の有無、具体的には自然環境でありますとか、あるいは騒音とか電波障害といった住環境にどのような影響が起きているのか、また地方公共団体等における負担増の状況等について調べていきたいということでございます。

これについての評価・調査委員会における調査でございますけれども、ページおめぐりいただきまして、38 ページでございます。質問票 1 について、ほかのと同じでございますので記載は省略させていただきます。38 ページ以降、質問票 2 というところをご覧くださいと思います。具体的な貸付面積でありますとか発電量の状況といったこと、これは経済効果がイコール発電量ということになっておりますので、そのところをお聞きしております。

ただ、それ以外の経済効果以外のものとして、いわゆる昨今問題となっております地球環境問題についてのCO2削減の効果でありますとか、そういったところについても、Q10 ですけれども、具体的にお聞きすることにしております。

1009 については以上でございます。

続きまして、1205でございます。1205は、43ページ以降でございますけれども、規制の内容といたしましては、これは重量物輸送ということで、大きなトン数の荷物、本件の場合は、特に製鉄所からの鉄製品、ロールとかそういったものがございまして、そういったものを運搬することにおいて、この特例措置を活用するというものであります。これについて、運行実績でありますとか、あるいは運行実績が少ない場合においては、どうして少ないのかとか、あるいは活用しないというような場合はどうして活用できないのかといったことも含めてしております。

今年度の特例における実施状況を聞いていますところによりますと、直近の認定でございます岩手県釜石市における本特例の活用というのが、非常に頻繁に有効活用されているというように聞いておりますので、こういったところについての状況を活性化部会におきましては、現地調査ということも含めまして調査をして、活用状況、あるいはそれにおける弊害状況等について調査していきたいというふうに思っております。

1205については以上でございます。

続きまして、特例措置 1131、1132 でございます。これはページでいきますと 51 ページでございます。

掲載がこれまでの資料と異なっておりますけれども、ちょっと背景事情をご説明いたしますと、1131、1132、具体的にこれは 1131 が初級システムアドミニストレータの試験免除、それから 1132 のほうが基本情報技術者試験の免除という 2 件でなっておりますのですが、全体としてこういった情報技術者関係の試験制度ということで、2 件併せて全体像という形になっておるわけでございます。

これにつきましては、昨年度規制所管省庁であります経済産業省のほうから、自主的全国展開をするというような報告がきたところでございます。本委員会におきましても、そういった報告を事務局を通じてさせていただいたところでございますけれども、その後の自主的全国展開の進捗状況が、若干当初説明でお伺いしていた状況に比べると進展が遅れていて、現段階でまだそういった全国展開に向けた見通しが必ずしも明確な形にはなっていないということでございますので、通常の評価手続きの中で、再度評価をさせていただきたいというふうに思っております。

そういった経緯でこれにつきましては、今回評価手続きに落とすということについて部会へお諮りさせていただきまして、部会のほうでご了解をいただいたところでございます。

また、先ほど申し上げました 1131、1132 の関係でございますけれども、1131 の初級システムアドミニストレータというものが、制度見直し後におきましては、これが発展的に解消されるということで、そのような形での制度変更ということになりますと、1131 も併せて発展的解消ということになるわけでございますけれども、従来この 2 つ併せて1つのこの情報技術者関係の試験制度という形で、制度の全体像を把握するという観点から切り離すということではなく、全体像を把握しつつ、全体の評価を行っていききたいというふうな趣旨で、この 2 つをお話したところでございます。

部会のほうでそういったことをお認めいただきましたので、早急に規制所管省庁と、それから私も事務局のほうにおきまして調査計画を策定して、また部会のほうにお諮りして、これについて評価の作業ということを進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上が評価の関係でございます。

続きまして、恐縮でございます、資料 3 に基づきましてニーズ調査対象の特例措置についてご説明申し上げます。資料 3 の 1 ページ、特例の 1010 についてご説明申し上げます。

まず、このニーズ調査というのは、そもそもの趣旨といたしましては、いくつかの特例措置、メニューとして過去の提案を受けまして、特例措置としてメニューにあげているわけなのですが、一定の期間を経た後も、提案者以外からこれについての特区の申請というのがあがってこないという場合、いわゆる提案者特区、特定の一人の関係者の方だけしか使われていないというような状況が続いていきます。そういう状況だとしても、特区としてはもちろん続けていくわけですし、今後それについてまた特区を活用したいというものが現れれば、もちろん活用していただくことは可能で、排除するという趣旨ではないのですが、評価の先生方のお時間も含めて、評価の作業について効率的にやるために、評価の作業からは今回一旦除いて、今後の動向を見て、場合によっては評価の作業に戻していくという趣旨で、今回ニーズ調査を行いまして、ニーズの見込めないものについては、とりあえず今年度の評価については行わないというようなことで、効率的な審議を図っていくという観点からやっているものでございます。

すみません、1010 についての概要をご説明させていただきますが、これは、地方競馬において、いわゆる場外馬券売り場について設置をすることを緩和をするというものでございます。現状を見ますと、やはり昨今の経済の状況等もあって、地方競馬の厳しい経営状況でありますとか、あるいは場外馬券売り場の採算性とか、地域社会との調整とか、そういったハードルがございまして、なかなか提案者以外の方が活用されるということが現状では見込みにくいのではないかというような調査の結果になっております。

また、規制所管省庁であります農水省のほうにも照会しましたところ、3 ページでございますけれども、同様に活用の予定というの見込めないというようなご回答をいただいているところでございます。

続きまして、特例措置の 1218 でございます。これにつきましては、6 ページをご覧くださいと思っております。

地域特性に応じた道路標識の設置事業ということで、具体的には金沢市でございますけれども、景観を維持したいという観点から、通常よりも小さめの標識を設置するということを認めて、それによって景観維持を図っていきたいというようなことだったのです。

現状におきまして、他の市町村等の意向調査をしましたところ、地域の住民からの要望がないでありますとか、交通安全上懸念しているとか、あるいは特別の特注の形になりますので、コストがかかるとかそういったことから、現段階でこれを活用したいというふうな意向がみられなかったところでございます。もちろん、先ほど申し上げましたとおり、今後また景観ということが重視されていく、これをやっていきたいという市町村が別途現れれば、もちろん特区としてはお認めして、その場合にはまた評価にもお諮りするというようなスケジュールになりますけれども、今回のこの状況におきましては、今年度の評価というのは見送ったらどうかというものでございます。

規制所管省庁は国土交通省でございますが、7 ページにございますように、多くの増加というか、これの活用というの見込まれない状況であるというのが国土交通省の認識でございます。

続きまして、特例番号1219、9ページ以降でございます。

こちらは、特殊な大型車両による港湾物流効率化事業ということでして、これは車両の1個百数十トンというような積載量を持つような非常に極めて大型の車両を使いまして、港湾輸送を効率的にやりたいというものでございます。

現状行っておりますのが、木更津市の新日鐵君津製鉄所でございますけれども、同じような港に隣接している事業所の動向等も調査しましたのですけれども、これは港湾道路の走行ということについての特例事業なわけですけれども、専用埠頭がある場合は必ずしもそういった港湾道路を通る必要がない事業所でありますとか、あるいは逆に港湾の敷地外にあるような事業所ですと、港湾ではなくて一般道路を通っていかなければいけないということになりますと、これは一般道路を特例の対象にしていないものですから、やはりこの特例の活用ができないということで、現状といたしましては、この1箇所以外にはこの事業を活用する見込みの予定のある事業所が見当たらないというような状況でございまして、国土交通省の考え方も11ページにありますように、同じような考え方をしているところでございます。

続きまして、特例番号の1308でございます。こちらにつきましては、環境省の関係でございますけれども、特別管理産業廃棄物、強酸とか強アルカリとっているものの運搬で、パイプラインを使用していきたいというものでございます。これは大分県のほうで行っている特例措置でございますけれども、こちらにつきましても、さまざまな自治体とか、あるいは企業等に動向を調査しましたがけれども、やはりこのパイプラインを設置することにいたしますと、相当規模の設備投資がかかってくるので、そういった企業側の工場の例えば設備の更新とか、そういういいタイミングがここをはまらなければなかなかできない、それだけの規模の投資も併せてやっていくということになりますので、そういう計画、見通しがある企業が現在のところは見当たらないというのが状況でございますので、これについても、少なくとも今年度につきましては、見通しは小さいといわざるを得ないというような状況で、15ページにございますように、環境省についても同様の意見でございました。

ニーズ調査対象特例措置について、以上でございます。

続きまして、説明が長くなって恐縮でございますけれども、資料4でございます。

規制所管省庁が自ら全国展開を予定する特例措置ということでございます。こちらのほうは、いわゆる刑務所のほうのPFI等も活用しました特例措置ということで、刑務所業務の民間委託、それから刑務所にあります病院等の管理委託ということで、具体的にはこの1ページのところに図面も用いまして制度の概要を書いておりますけれども、これまで刑務所について、業務一部の民間委託を行っていたところでございます。これは特定措置の形でこれまで510ということでやってきましたけれども、これについて、全国に自主的に展開いたしまして、公共サービス改革法といった別の枠組みを活用することによりまして、これを全国的に進めていきたいということでございます。

それから、病院等の管理委託でございますけれども、こちらのほうは刑務所におきます病院等を、公的医療機関に委託する形で、病院のお医者さんがいわゆる刑務所の職員でなければならないというようなことではなく、公的医療機関において受託するというような形で特例が出たわけでございますけれども、これにつきましても、医師の労働者派遣というようなことが昨今可能になってきて

おりますので、それを活用することによりまして、より柔軟な形で医師の派遣を受けまして、医師不足の状況が続いているわけで、医師を確保していきたいというようなことでこの 2 つにつきまして、全国展開を自主的にやっていきたいというような報告が法務省からきておりますので、そのご報告を申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。私、部会長でございますので、簡単にご説明をしたいと思います。1つは、外国人研修生についてですが、これは外国人研修生について直接調査をするというのは、特区としては今回初めてでしたか。

(石田参事官) 昨年行っています。一昨年も行っています。

(樫谷委員長) やっているんですね。例えば日本語が話せない、読めないというようなことがあります。

(石田参事官) 外国人研修生に対する質問は今回初めてでございます。

(樫谷委員長) そうですね。

(石田参事官) 5 つほどクエスチョンを入れさせていただきました。

(樫谷委員長) 本人に対してですね。従って、日本語の問題とかもありますので、その辺はよく本人の意向が明確になるように、検証するのなかなか難しいかも知れませんが、ご配慮いただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、システムアドミニストレータなどの件、特例番号 1131 と 1132 ですが、これは自主的全国展開をするというご提案が経済産業省のほうからあったのだけれども、諸事情で早急に進めるということが難しくなったということで、今回は改めて評価を行うということだというふうに理解してよろしいということですよ。

(石田参事官) はい、そういうようなことでございます。あと、すみません、ちょっと補足説明、若干一言だけ追加でご報告です。

506 の関係でございますけれども、昨年度の評価におきましては、ページといたしましては、25 ページでございますけれども、⑦の今後の対応方針のところ、一番下の段落がございますけれども、こういった外国人受入れの 3 人を 6 人に増やしていくという枠の拡大というような特例措置もさることながら、法務省におきまして、外国人研修生のあり方そのものを議論が続いているということでございますので、こちらのほうも制度全体がどういうふうになっていくのかということについての、規制所管省庁から状況を説明することにしております。

(樫谷委員長) 今後調べていくということですね。それから、ニーズ調査であります。ニーズがあまりないものについての調査をしていただいた結果、今後もしばらくは増加の可能性は小さいということでございますが、誤解のないようにということなのですが、特区としては存続をするし、ニーズがあればいつでも対応できます。あればそのときにまた評価をするということですね。

(石田参事官) はい、ご指摘のとおりでございます。

(樫谷委員長) ということであります。それから、規制所管省庁自ら展開するという、これは刑務所との関係なのですが、今まで PFI で、新しい刑務所を PFI でやってそれが特区になっていたわけで

すが、刑務官の不足というようなこともございまして、全国展開をしようということだと思います。以上でございます。何か質問ございますでしょうか。

(樋口医療・福祉・労働部会長) 1点よろしいでしょうか。

(榎谷委員長) どうぞ、樋口部会長。

(樋口医療・福祉・労働部会長) 外国人研修生について、今回初めて16ページのような調査を行うということだと思うのですが、この配布は、おそらく受入れ機関を通じて研修生に渡すと。今回回収のほうは、まさか研修受入れ機関を通じて回収したのでは、パスポートを取り上げられていますとも答えられないでしょうし、どういう形でその回収はするのでしょうか。

(榎谷委員長) では、法務省どうでしょうか。

(法務省) 法務省でございます。このアンケートは研修生本人のアンケートでございますけど、この回収につきましては、地方自治体側にお願いしたいと考えております。先生がおっしゃるように、受入れ企業に回収させるとおのずとそういうところがございまして、ここは自治体のほうによりお願いしたいと考えております。

(樋口医療・福祉・労働部会長) それとの関連で、受入れ機関について質問票があるのですが、受入れ企業ですか、今おっしゃったような機関が受入れて、結局実際に研修を行うという on the job training の場合には、研修先、企業だと思うのですが、それについての調査というのは、これは調査票はないのでしょうか。

(法務省) この調査票2-1でございますけれども、2-1につきましては、今、先生のご指摘がございました研修受入の場合には、受入組合、これを我々第一次受入機関と呼んでいますけど、それに対して実際に研修生を現に受入れる、これを第二次受入機関と、ここの企業でございますけれども、この2-1につきましては、第一次機関、第二次機関ともお願いしたいと思います。

(樋口医療・福祉・労働部会長) 同じ質問を両方にするということですか。

(法務省) はい。

(樋口医療・福祉・労働部会長) そうですか、はい。

(榎谷委員長) これ、すみません、市町村、地方公共団体の方が直接研修生の方と面談をして、記入すると考えてよろしいのですか。

(法務省) なるべく市町村の方の負担というのもございまして、こちらをお願いベースということで、なるべくやりたいと思っております。

(榎谷委員長) そうですね。ぜひそれはよろしくお願いしたいと思います。

そのほかに何か、米田先生、どうぞ。

(米田委員) 資料4の1ページ目の右のほうの病院等の管理委託なのでございますが、これは私自身は画期的なことの一つではないかと評価しております、これは刑事施設における病院の管理委託を可能にするしくみではございますが、ここに書かれております規制緩和というのは、例えばへき地における利用機関を開設するのに応用可能なのではないかと、やや期待をもってこれを見ております。この刑事施設というのをとってのけまして、へき地における病院等の管理を公的医療機関に委託することを可能にする特例というように、将来的に広げていければ、一つのやり方と

してへき地医療に対しての実質的な規制緩和につながるのではないかという可能性をやや期待して見ているのですけれども、その辺のご説明をあまり私専門的なことがしゃべれませんので、少しお話いただけないでしょうか。

(樫谷委員長) 今のご説明は、法務省ではなくて事務局のほうでよろしいですか。

(米田委員) どこに頼めばいいのか。

(樫谷委員長) 法務省は、ほかのことはあまりよく分からないですね。はい、どうぞ。

(松本参事官) 米田先生のご関心は医療全体ということですので、むしろ厚生労働省さんのほうだろうと思うのですけれども、私の少ない理解で恐縮ですけれども、ご指摘のところ、まさに医師の労働者派遣のところ、これは最近全国展開というか、厚生労働省さんのほうで検討いただいた結果、この医師についての労働者派遣ということを書いておりますけれども、19年12月に全国的に、へき地については従来からもあったわけですが、こういった手法の活用というのが非常に有効な解決策、すべてではないですけれども、一つになりうるのかと思いますけど、何か厚生労働省さんのほうで補足のご説明があればお願いします。

(樫谷委員長) いかがでしょうか、厚生労働省。

(厚生労働省) 医師不足なり、へき地医療の確保という話は非常に重要な問題でして、我々も舛添大臣含めてですけれども、あらゆる手を尽くすということをやっております。この511特区に関しては、あくまで刑事施設というものの病院医療をどうするかという話で、そこに今規制がかかっています。その以外の部分、その規制をどうするかという話ですので、ほかの医療、例えば一般医療機関である、そこは特に規制が存在しておりませんので、今の枠組みでも一般的に委託をして、ちゃんと管理がなされていけば、という理解で交渉しております。

(米田委員) よく私も理解できていないので、間違ったことを言ったらごめんなさい、開設者と管理者が別でもよいという規制緩和も実現したように思っておりますが、これについては、刑事施設のみにかかわる規制だったのでしょうか。

(厚生労働省) そうです。この厚労省の理解ですと、刑事施設の病院というふうに規制がかかっていた、法律で制約がかかっていたということですので、その他のものに関しては特に規制はかかっていません。

(米田委員) 開設者と管理者は同じでなくてもいいわけですか。ということは、むしろ医師の労働者派遣が広く認められるようになったことにおける効果というふうに理解したほうがよろしいのですか。今後とも別に特区でなくても期待できるということですか。

(厚生労働省) そうです。この特区に関しては、あくまでも刑事施設の話でありますけれども、へき地医療とかいう話になりますと、どうしてもいろいろある関係上、そういうところに、医師があまりいらっしやらないとか、そういううちよっと別な話になってまいりますけれども、何か規制がかかっているわけではないという意味ではご指摘のとおりだと思います。

(米田委員) この場合、いわゆる刑事施設における病院を、地域住民の医療にも開放できるというところにおいては、一つのへき地医療の解決法の一手法としては開かれているというふうな判断でよろしいですか。

(樋口医療・福祉・労働部会長) ちょっとよろしいですか。

(樫谷委員長) どうぞ。

(樋口医療・福祉・労働部会長) 医療従事者の派遣については、完全な適用除外は外されたのですか。チーム医療とか、いろいろ条件が入っていませんか。

(厚生労働省) その点をご指摘のとおりだと思いますけども、それはそういう枠組みでやっているということですので、この特区のとことはちょっと違います。

(樋口医療・福祉・労働部会長) 特区とは別ですけど、全部まったくなかったわけではないですよ。

(厚生労働省) そこはご指摘のとおりで、あくまでも 19 年 12 月のそういう形で、一定程度という話です。

(樋口医療・福祉・労働部会長) そうですね。基本的にはあれです。

(樫谷委員長) これはそうすると、チーム医療ということ的前提にやる刑務所の施設の中で病院に対する派遣ができるということですね。要件はクリアしているということですね。だから何でもかんでもできるというわけではないということですかね。

(米田委員) いろいろ、非常に今、厚生労働省の方がおっしゃったとおり大問題になっているので、何かこういう中からできれば波及して、いろんな規制緩和がさらに進むといいなと思ったものですか、ちょっと確認のために質問させていただきました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ぜひそういうこともご検討もいただきたいということでございます。

そのほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

(興謝野委員) 外国人研修生受入れの人材育成促進事業ですが、25 ページに今までの評価意見ということで、一特区において不適正事例が出ているので、これは何とかしなければいけないというのは、全体として非常に重要なテーマだと思うのですが、そういう意味でここにあるように、周知徹底とか、地方公共団体、警察等との連携をしっかりとやっていくという対策を講じるということが、まず大事だろうと思います。私も自身は、この特区というのは、非常に今の日本の経済の状況を考えてみたら、非常に重要な特区だろうと思っております。

そういうことで、これは確かおとしぐらいに、この最後に書いてある法務省さんとしては、外国人研修制度の見直しというのをやっているのですが、それが出ないと結論が出せないというお話だったと思っていて、では、それがないとこちらも結論出せないねということで、確か延ばした経緯があるような気がするのです。また今年も同じようにこれが出ているということは、今どういうふうにかこの制度の見直しについて法務省さんは考えておられるのか、ちょっとその辺を教えてくださいなと思っていました。

(樫谷委員長) 法務省さんで、いかがでしょうか。

(法務省) 法務省でございます。ご指摘のとおり、外国人の研修、技能実習制度につきましては、規制改革会議におきましても、研修中の研修生に対する労働関係法令の適用であるとか、技能実習生に係る在留資格整備、さらには法令以外の規定に基づく規制等を見直し等が求められてござ

いまして、法務省ではこれらにつきまして平成 21 年、通常国会で関係法案の制定に向けまして、検討を進めているという状況でございます。

(興謝野委員) 僕は委員会で法務省さんからいつですか、20 年の国会提出という前に、法務省さんとしての考え方をクリアになるというステップありますよね。それはもっと前にご報告されるスケジュールではなかったのですか。

(法務省) これに関しましては、規制改革のほうで遅くとも平成 21 年の通常国会までにということをごさしまして、法務省としまして、できるだけ早く結論を得た上で、そういった会議を進めていきたいと思っているところでございますけれども、現段階では制度見直し後の具体的な姿についてちょっとお知らせできる段階ではないというところでございます。

(興謝野委員) 事務局のほう、そういう理解でよろしいのですか。もうちょっとなのが、えらい延び延びになっているなという所が正直な気持ちです。

(石田参事官) この問題について、外国人労働者研修制度をどうするか、外国人受入れ問題をどうするかというこの議論は、制度の中でもいくつかの場所で議論がなされていたかと思います。それを集約する形で、遅くとも平成 21 年までに結論を得るところ、昨年の評価時期にはいただいておりました。それで 1 年待とうかという昨年あったのでございますが、おとしを十分に知らないこともございますけれども、昨年の段階では一応なされているということです。

(興謝野委員) 昨年の段階では 21 年度となっているのですか。

(法務省) おとしの状況を確認しないと分かりませんが。

(興謝野委員) そうですか。

(樫谷委員長) なかなか見通しがついていないということですか。

(法務省) 今、鋭意検討に努めているということでご理解いただきたいと思います。

(樫谷委員長) そのようです。できるだけ重要な問題なので早目にね。

(興謝野委員) そうですね。これ法務省さんのご質問を見ますと、弊害のほうの質問が相当多いなと思ひまして、これそのものが規制改革と逆行するような話になると困るなと思っております。やはり僕らは、前向きにこれをとらえて、何か問題があるならそれに対処するという方向でぜひお考えいただきたいと思っていますので、そういうふうな観点で、この調査もどうやったら防げるのかという観点をやっぱりほしいなと思ひます。

このアンケートそのもの案についてうんぬんするつもりはないのですけれども、発想としてはやはりそういうふうな発想は、全体としてぜひお願いしたいなというふうに思ひます。

(樫谷委員長) よろしいですか。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。非常にニーズが多くて経済効果も大きい、弊害もあるというふうに聞いておりますが、その辺の弊害をどうやってマネジメントできるかというやり方だということだと思ひますので、よろしくお願ひします。

ほかにございますでしょうか。はい、米田委員、どうぞ。

(米田委員) 特例番号 1131 の情報処理技術者試験制度のアドミニストレータ試験の午前試験の免除ということについて、ちょっとお伺ひいたしますけれども、確かこれは経産省のほうで自ら全国展開されるというようなお話を以前伺っていたと思うのですが、試験制度そのものが変わると

いうことや、あと実際の成績の実績なども踏まえて、ちょっとまた仕切り直しという感じに今なっているのでしょうか。ちょっと一応念のために、基本的には全国展開に向けて進まれるというふうなお話とは思っておりますが、新しい試験制度との関係で、どういう位置付けになるのかというのがご説明いただけたらと思います。

(樫谷委員長) 経済産業省のほうで何かありますか。

(経済産業省) 経済産業省でございます。まず、試験制度自体が複雑でございまして、試験の科目が2つございまして、初級アドミニストレータ試験というのと、それから基本情報技術者試験と2つございまして、平成21年度から、試験制度自体が大きく変更になります。それで初級システムアドミニストレータ試験自体は、これはなくなります、終了でございます。厳密には21年度途中までは存続するのですけれども、ということでこちらのほうの特区は終了いたします。

それから、もう1つのほうの試験のほうにつきましては、試験内容は変わるのでございますけれども、試験自体は存続しますので、新試験に交代しましても特区は生きています。この部分に関しまして、我々としては将来全国展開したいなど考えているのですけれども、それについてちょっと検討に少し時間がかかりますので、今回評価・調査というような対象にさせていただいています。

それから、試験のほう、終わってしまうほうもこれは当然特区でございましたので、その間の評価というのをやっていただくということになるかと認識しております。

(米田委員) 後半のほうの基本情報技術者試験のほうについては、検討に時間がかかるという表現をされましたが、どういう面で時間がかかるのでしょうか。

(経済産業省) まず、実は、我々この21年は遅過ぎかなと思っていました。というのは、試験制度自体が変わりますので、そのところではひとつ全国展開になれるというのはあるのかもしれないと思っていただけたのですが、試験自体が変わりますと、この変わった試験でもって特区とそれ以外ってどうだったのかというのを見たいなというのがございまして、そうするとやっぱり試験、この試験が1年間に春と秋と2回しかないのです、そうすると、どういう状況だったかと確認するために、やっぱりどうしても1年かかってしまいます。そうすると、それを見て、ではどうしようかというのが議論できるのが平成22年ぐらいというところがございまして。

(米田委員) つかぬことをお伺いしますが、初級システムアドミニストレータ試験がなくなるというのは、どうしてなくなるのですか。

(経済産業省) これはいろいろ事情がございまして、そもそもこの情報処理技術者試験というのは、スタートのころからプログラムをつくる側の人たちを育成するための試験なのです。ところが、今これだけITが進んできますと、つくっている人たちだけに試験やればいいのかというところでもなくて、例えばプログラムの開発をお願いする側というの、ITの知識が求められるとか、そういうものもございまして、すそ野を広げるためにより基礎的な知識を求める試験に衣替えしよう。だから、今度はITパスポート試験というのが一番下のレベルでできるのですけれども、ただこれはちょっと初級システムアドミニストレータ試験と先ほど申し上げましたとおり、受験する対象というのが違いますし、受験する科目とも違うので、どうしても単純創造というわけにはいなくなってしまうと、1つつぶして1つ立てるといふふうになっています。

(米田委員) いわゆる昔流という変ですけど、プログラムをつくる方用から、広くITを使う方々用の試験へということで、やっぱり時代とともに要件は変わってくるので、試験も大幅に衣替えされるということですよ。

(経済産業省) ご指摘のとおりです。

(米田委員) 分かりました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ほかにございせんか。ちょっと法務省のほうの刑事施設、刑務所のあれで、今後全国展開していこうということで、市場化テストを使うということで、今市場化テストでちょうど私も委員になっておりますので、そこで今議論をしたり、入札管理、実施要綱のあれしたりしているのですけれども、スケジュールとしてはどのようなことをお考えになっているのですか。スケジュール感みたいなのがありましたら。

(法務省) 我々が希望しているとおりにいけば、平成 22 年度から少しずつできるのではないかと考えています。やはり内容が、特に対象業務がちょっと特殊で、いろいろ権利の公権力の行使にかかるものがありますので、やはり法律が、制度が出来上がってから、これは内部で全国の施設、あるいは職員にどうやってこれを任せてうまくやっていくかと考えますと、最短でもそれぐらいになろうかと思えます。

(樫谷委員長) そうすると、その間この特区をおいておくということにはならないわけですね。22 年だったらもう早急にまた特区でそういうことを始めるということにはならないということですよ。というふうに考えてよろしいですね。この全国展開するのと特区とは何か要件が違うものがありましたか。

(法務省) ございません。

(樫谷委員長) 同じ形でやるということですよ。

(法務省) はい。

(樫谷委員長) できれば我々としては評価をした上でやるのが本来かなとは思ってはいたのですが、自主的にやるというのであれば、それは前向きだということで評価したいと思っております。

よろしいですか。それでは、今の報告のとおりしたいと思いますけれども、異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、報告のとおりということで了承することしたいと思います。

次に、新たに適用された特例措置の評価時期について検討いたしたいと思います。

(薬師寺委員) すみません、委員長。

(樫谷委員長) はい、どうぞ。

(薬師寺委員) すみません、実は厚労省さん、それから文科省さんに特にお願いしたいことなのですけれども、これだけ大量の調査をいたします。それを調査の弊害を立証するときに、必ず対象がなければ我々はこの弊害であるということが立証できないと思うのです。ですから、これだけの評価をなさるからには、やはり今、診療所、それから株式会社立ではない学校さんと比較して、弊害が出ているということの立証、特区だからこそその弊害ということを立証していただきたいのですけれども、そちらのほうはお願いできるのでしょうか。

(文部科学省) もちろんそのつもりでございます。ご指摘の趣旨は、先ほど、資料の本来づくりが

特区制度をもし株式会社がここでございましたら、仮に全国展開ということにした場合でいいのか、今回の特区でやった弊害について、所管省庁として、今現状どういう弊害があるかということ調査したいということで、今回やっています。先生おっしゃっている趣旨は、なるべく負担かからないような形でやるべきではないかということ。

(薬師寺委員) そうではございません。今までこれだけ長年調査をやっている中で、我々特区の株式会社、学校のデータは出てくるのですけれども、では、現在ある学校についての比較というところのデータがなかなか出てこないのですね。ですので、もしそういうことをお考えになっていらっしゃるのであれば、今株式会社立ではない学校との比較ということでデータを出していただくと、より明確に我々もここが弊害なのだということが理解できますので、お願いをしたいと思うのです。

株式会社立の病院のほうについてもそうなのですけれども、かなりのデータということで、かなりの負担をかけてしまいます。ですからこれができている、できていないというだけのデータが出てまいりますと、大変これは我々としても申し訳ないと思いますので、では、現在ある病院さんなり診療所さんなり、さまざまな条件を合わせてサンプリングしていただきまして、それと比較した上で、ここが弊害なのだということをぜひ立証していただきたいと思いますので、お願いいたします。

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。学校法人とか医療法人とどこがどう違うのだと、いうそこが弊害だということですよ。

(金子教育部会長) 今、やっていただけるということで了解されたということですか。大丈夫ですかというか、例えば、では、全国の通信高校、全部ではないけれども、特区と比べるということできますか。それから、大学ですと、私も大学の人間ですけども、すべての科目について何人登録していて、単位誰が取るかということは、たぶん慶応大学はやっていないと思うのですけれども、それをちゃんと例えばサイバー大学と通信でないほかの大学との比較できますでしょうか。今やるとおっしゃったので、老婆心ながらですけど、次回出てこない場合にはちょっともめてしまうのではないかと思いますけれども、やっていただければ越したことはないのですけれども、できるのかなとちょっと心配になってしまいました。逆に言うと、我々やらされると困るなというものもあるのです。

(文部科学省) 株立ではない学校ももちろん多いですので、そのすべてについてあれして、比較するというのはちょっと。ただ、おっしゃっているのは、株立と株立ではない通常の学校制度の係る学校で、通常はこうなのだということとの比較対象ができるようなことをその場を出してほしいということをございます。すべてについて学校法人でやっている場合はこうですということが分かればよいという。

(樋口医療・福祉・労働部会長) いや、例えば保育所の給食の問題を考えたときに、今まで外搬による調査をいろいろやってきたわけですが。問題点があるということもいくつか出てきたわけですが、では、自前の施設を持っているところはその問題がないのかということ、それが実は分からなかったのです。両方比較することによって、初めてこれ分かるわけですね。今回そういった質問項目になっているわけですが、そういうことができますかということですよ。

(金子教育部会長) 大変ですよ。

(文部科学省) そこは既存の学校法人制度で現行の基準に沿っているのが、すべてきちっと行わ

れているのかどうかということ調べないといけないことですよ。

(金子教育部会長) すべてとは言わないにしても、サンプルとか、何か。

(樋口医療・福祉・労働部会長) 同じことが、例えば外国人の研修でも、今度3人を6人にした特区について調べているのですが、果たして6人にしたことによって起こっている問題なのか、もともと外国人研修制度が3人であっても起こっている問題なのか、それは分からないわけですね。3人を6人にした特区の問題なのか、それとももとの制度、しくみ自身に問題があるのかということをお我々知らないと、特区の良しあしというのも議論できないというところですよ。

学問的に言えばレファレンスグループです。比較対象となるものとちゃんと比較して、どういう違いがあるのかということをお調べないといけないのではないのでしょうかというご指摘だと思います。

(樫谷委員長) よろしいですか。

(文部科学省) 何かちょっと一旦やらせていただくということですよよろしいでしょうか。

(薬師寺委員) はい、お願いいたします。でないと、毎年この同じような項目で調査して、この項目は今年はやくなった、悪くなったという比較しかできないのですね。これではいつまでたっても出口が我々も見えませんが、ぜひほかの所管省庁さんも比較するところを出していただいて、だからこそ特区はここが悪いのだということをお、きちんとぜひ立証していただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

(樫谷委員長) 特区の株式会社大学校が完ぺきを求められて、通常の学校法人がそうでもない、普通だというのがフェアではないということですよ。同じイコールフィッティングで見たときに、どのような弊害が、株式会社であることによってどの程度出ているのだということが分かればいいということですよ。

(文部科学省) 趣旨は大体理解します。

(樫谷委員長) 病院も同じですよ、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。ちょっと時間が大幅に超過しておりますので、次に移りたいと思ひます。

次に、新たに適用された特例措置の評価時期について検討したいと思ひます。検討対象特例措置について、事務局からご説明お願ひしたいと思ひます。

(松本参事官) 資料5に基づいて説明させていただきます。1ページめくりまして、資料5-1をご覧ください。特区において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見ということでございませう。ちょっと概要をお説明いたしますと、全国からの提案をもとに特例措置というのが定まってくるわけですが、この特例措置につきまして、最初の適用事例、最初の特例措置を適用する特区が出てきた時期を捉まえまして、いつのタイミングでその特区の実施状況を評価するのかということを決めるということになっております。

具体的に決める際には、評価・調査委員会のほうでございまして、ご意見をいただいた上で、その意見をもとに本部長のほうで決定をするということになっております。また、その評価・調査委員会が検討する際には、関係所管の関係省庁の意見を聞きながら、意見を出していくというふうになっているところがございます。

そういった手続きを踏む必要がある案件が今回3つございませう。具体的にはそこに書いてありませう

す、707、709、1303 でございます。それぞれの概要をちょっと簡単にご説明いたします。まず、3 ページをご覧ください。

これは特定農業者による特定酒類の製造事業というふうになっておりますけれども、これは有名などぶろく特区 707 のいわゆる果実酒版でございます。例えばブドウ農家が自らワインをつくって、それで全部農家民宿で提供するといった形で、現在どぶろくで行われているようなことを果実酒でも行っていきたいというような中身でございます。

これにつきまして、財務省のほうからご意見いただいておりますのが 4 ページでございますけれども、この特例措置、今回認定になりましたけれども、これを活用して免許を取得して、さらにその後ブドウ等の果物を収穫して、それをもとに醸造してというようなことを考えますと、実施状況が分かってくるのが大体今から 1 年後ぐらいの平成 22 年の後半になるだろうというような取り組みでございまして、この点、こういったご意見を踏まえまして、22 年度の評価を行うというのが、必要ではないかというふうに事務局としては考えているところでございます。

709 でございますが、概要は 6 ページでございますけれども、これにつきましては、地域の特産物である農産物、果実でありますとかいろいろあるかと思っておりますけれども、それを使って地域において農産物の利用拡大というようなニーズに基づきまして、特産を使った酒類の製造を行う際の緩和を、酒製造数量基準におきまして、緩和を行っていくというものでございます。

これにつきましても、7 ページにございますように、22 年度が適当ではないかという財務省からの意見も受けておりまして、事務局といたしましても、22 年度以降から行っていきたいと思っております。

続きまして、1303 でございます。1303、概要は 9 ページに出ておりますけれども、有害鳥獣、現在この点で問題になっておりますけれども、これを捕獲する際に狩猟免許を有する者に限定された行為です。銃器取得以外のものである場合、わなとか網とかがありますけれども、そういったもので行う際に免許がない者を含むことができるというような特例設置でございます。

これにつきましては、実は平成 18 年度の評価を一旦実は行ってございまして、その概要が 10 ページでございます。この対応、この際の評価の意見といたしましては、引き続き地域に限定して適用していくということだったのですけれども、⑦の下線を引いているところで、別途評価委員会が適当と認める時期に、その結果及び、本特例措置を代替とするものとして、全国展開を既に行っておりますけれども、1307 という網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業でございますが、これの運用状況について報告も踏まえて、廃止も含めて、在り方に関する評価を行っていくというような意見が出ておりますので、こういうところを評価委員会が適当と認める時期を決める必要がございます。

規制所管省庁であります環境省における調査状況、現在まで調査を進行しているところでございますけれども、現段階で報告書という形は出ておりませんので、こうした状況を考えますと、これにつきましても 21 年度を評価時期といたしまして、21 年度にこういった運用状況の報告を受けた上で評価を行っていくということが、スケジュール的には妥当ではないかというように事務局として考えてございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただいまの事務局のご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら。どうぞ、米田先生。

(米田委員) 最後の 1303 について、ちょっと確認のために質問させていただきます。有害鳥獣捕獲の許可につきましては、おぼろな記憶なのですが、去年ぐらい、確か法律の改正がありまして、有害鳥獣捕獲については、各都道府県ごとに申請をして、そこで良いとなれば、いろいろな規制緩和が、地方分権という形なのですが、今までは国に申請しなければいけなかったのが、都道府県のほうに申請することによって、いろんな狩猟法ですとかやり方が結構ある程度自由にできるというふうな、確か法律の改正が行われたような記憶があるのですが、それとこれはどういう関係になっているのでしょうか。

(樫谷委員長) 事務局からですか、それとも農水省ですか。

(松本参事官) 環境省はおいでなくて。

(樫谷委員長) 環境省ですか。

(松本参事官) 9ページ目に、1303 の関係法令がありまして、平成 14 年環境省告示 86 号ということでございます。それで、今ご指摘のそういう観点から、詳細どうこう言いませんけれども、今回この当スケジュールを決めるということで、環境省とやりとりをしている中では、こういう話は出ておりませんでした。

(樫谷委員長) 米田先生、それで。

(米田委員) ちょっと念のために、これにかかわる法律が法改正になって、確か権限が国から地方に移譲されているはずですので。私も定かに覚えてしゃべっているわけではございませんので、ご確認いただきたいということでコメントさせていただきます。確か狩猟として鳥獣捕獲するのと、有害鳥獣捕獲というのは 2 種類分かれておりまして、有害については相当都道府県でいろいろな裁量をもって決められるようになったと思いますので、その辺のご確認よろしく願いいたします。

(松本参事官) ここは免許の話が主体になっておりますけれども、この鳥獣の種類、有害鳥獣の種類等、その認定、捕獲の許可などが、この免許の話も絡んでくる、これを中心にやります。

(米田委員) はい、よろしく願いします。

(樫谷委員長) 今の評価時期との関係では、あまり、評価時期の関係、問題ないと考えてよろしいですか。

(松本参事官) 来年度の評価を予定しております。

(樫谷委員長) はい。よろしいですか。評価時期としてはこれで。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの部会報告について了承することにしたと思います。ほかに事務局から連絡事項はございますでしょうか。

(松本参事官) 今後のスケジュールにつきまして、概略をご説明申し上げたいと思います。資料 6 をご覧ください。

部会等にご参加の先生は、本日の評価・調査委員会第 7 回会合というのが 10 月のここに書かれているものでございまして、本日、基本的に調査計画についてご了解いただけたということだと思

ますので、もちろんご指摘の点も含めて、今後事務局において対応していきますけれども、それぞれの調査につきまして、アンケート送付等の作業を着手させていただきたいと思っております。

アンケートが大体1カ月ぐらいかけて書いていただいて、返ってくることになるかと思っておりますので、その間、各部会におきましては、現地調査実施でありますとか、あるいはそれぞれのアンケートの結果につきましては、集計等の作業も入ってきますので、そういう作業を11月前半ぐらいまでやりたいと思っております。

また、各部会におきまして、その調査結果を踏まえまして、規制所管省庁へのヒアリング等の検討作業を進めていただき、年明けになるかと思っておりますけれども、評価のとりまとめを2月ないしその前後に想定しております。

また、並行して上半期より続いております、調査審議についての引き続きの検討がございます。具体的には地域活性化部会におきましては、これはどぶろくの原料自体の緩和の審議がまだ残っておりますので、こちらのほうにつきましてしたいと思います。

また、医・福・労におきましては、保健所設置要件及び保健所長の資格要件についての検討事項について、規制所管省庁、それから提案者でありますところの広島県のヒアリングの作業が、これは既に時期が決まっておりますので、その時期にヒアリングを行ってまいります。

また、医・福・労、それから教育部会合同であります幼保一元化に向けた資格取得の関係でございますが、これは検討が文科省と厚労省のほうで今進めておりますので、その検討結果について、年末をもって報告を受けることとしたいと思っております。

調査審議の報告につきましては、若干3月までずれ込む部分がございますけれども、こういった形で、今年度また委員の皆様方には、ご多忙なところ誠に申し訳ございませんが、精力的なご支援をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(榎谷委員長) ありがとうございます。何かご質問はございますでしょうか。まだ、視察についてのスケジュールは決まっているわけではないのですか。

(松本参事官) はい、今後、皆様のスケジュールをご確認させていただいて、それぞれの部会について調整させていただきたいと思っております。

(榎谷委員長) はい、ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ありがとうございます。委員の皆様におかれましては現地視察につきまして、ご都合が合うようでしたら所属部会以外の委員の先生方にも視察にご参加いただければ幸いです。

それでは、本日はこれで閉会したいと思います。ありがとうございます。